

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（高度利用）広庄地区）計画を変更することについて平成20年11月17日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年12月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀